

人権・倫理委員会の設置の経緯と活動

平成27年5月、山口県知的障害者福祉協会（以下、福祉協会）会員事業所における利用者虐待がテレビのニュース番組で明らかになった。

利用者を平手打ちする、大声で恫喝する、段ボール箱を頭に投げつけるなどの虐待の様子があらゆるメディアで繰り返し報道され、大変な衝撃を与えた。

福祉協会では、虐待報道を受けて関係者からの聴き取りを含む事実確認等を行うとともに、事件の検証と再発防止、会員施設・事業所等で権利擁護の取り組みを推進すること等を目的とした人権・倫理委員会設置に向けた準備を開始し、平成27年6月の臨時理事会において人権・倫理委員会設置に係る組織規程の改正案が承認され、常設の専門委員会として発足することになった。

委員は協会委員4名、外部委員4名（弁護士、大学教授、社会福祉士、臨床発達心理士）、オブザーバー1名（県障害者支援課）の9名とし、半数は外部委員での構成とした。

虐待に関する調査を行うことを目的に、報道された福祉協会会員事業所の職員や利用者や保護者等へのインタビュー調査、資料閲覧を含む現地調査を実施した。また、全会員施設・事業所103か所の全職員約2,500名を対象として、「虐待等の不適切支援に関する意識及び不適切支援と職場環境の関係を探ることを目的とした意識調査」を実施し、約1,700名から回答を得た。

現地調査からは、虐待行為者個人の問題に加え、虐待行為を防ぐことができなかった管理者・設置者の問題、さらに、職場の人間関係や職員の専門性の欠如、職員配置の課題や障害者施設・事業所が構造的に抱える密室性などの問題が絡み合い、虐待の認識が無いままにその行為が続いていたことが推定された。同様の構造は会員施設・事業所職員を対象とした意識調査でも確認された。

検証活動等から、利用者への権利侵害の根絶を図るためには、支援者個人の倫理観や支援技術を高めるとともに、支援者を権利侵害に追い込む障害者施設・事業所が抱える構造的な問題の改善に向けた取り組みを福祉協会として行う必要性を強く感じた。現在、検証活動結果を取りまとめた報告書の作成を行っている。そこでは再発防止策として以下の5点の内容を含む提言をしたい。

- ①虐待等権利侵害案件発生時の福祉協会への報告義務
- ②福祉協会会員施設・事業所間の職員交流の実施
- ③福祉協会会員職員を対象とした相談援助体制の整備
- ④権利擁護マニュアル等の作成
- ⑤権利擁護の内容を含む職種及び経験年数別研修の実施